

「医師確保計画」等の策定について

1 目的

- 医療法及び医師法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布され、都道府県医療計画の中で、医師偏在指標を用いた「医師確保計画」及び「外来医療計画」を策定するよう、都道府県に求められているため、計画の策定に向けて協議する必要がある。

2 医師確保計画等の策定の背景

- 厚生労働省では、平成30年7月に医療法及び医師法の一部を改正し、医師数を全国横並びで比較する「医師偏在指標」に基づき、必要医師数等を算定し、医師確保に取り組むよう各都道府県に求めている。
- 「医師偏在指標」は、これまでの人口10万人当たりの医師数ではなく、都道府県の人口構成、患者の流出入、へき地等の地理的要件、医師の性別や年齢分布、入院や外来といった機能ごとの偏在、診療科別の医師の偏在などを反映した新たな指標である。
- このため、各都道府県では、実効性のある医師確保策を講ずることができるよう、医師偏在指標を用いた「医師確保計画」を策定するとともに、地域ごとの外来医療機能の偏在等を可視化し、その是正につなげる「外来医療計画」を策定する必要がある。

3 現状

- 医師確保計画（外来医療計画）は「医療法及び医師法の一部を改正する法律」附則第5条第1項の規定により、令和2年3月31日までに策定する必要がある。
- このため、今後、この協議会の部会である地域医療支援センター運営委員会において議論し、改めて本協議会において審議をお願いする予定である。
- なお、2月に厚生労働省が開催したブロック別都道府県会議では、7月頃に国が医師偏在指標（患者流出入の調整後）を提示することとなっていたが、8月末の都道府県会議（医療政策研究会・地域医療構想アドバイザー会議）では、9月中には提示する見通しが示されており、策定日程に遅れが生じている。

4 今後の日程

令和元年9月	医療対策協議会	現状報告（今回の会議）
10月頃	地域医療支援センター運営委員会	計画素案に係る協議
11月頃	医療対策協議会	計画素案に係る書面協議
12月	県議会厚生常任委員会 パブリックコメント	計画素案の報告 計画素案に係る意見照会
令和2年2月～	地域医療支援センター運営委員会 医療対策協議会 県議会厚生常任委員会	計画案に係る書面協議 計画案に係る書面協議 計画案の報告
3月	医療審議会 計画策定	改定計画案の諮問

「医師確保計画」等の策定に当たり整理すべき項目（イメージ）

※ 厚生労働省医政局長通知において、策定する「医師確保計画」等については、各都道府県が策定する医療計画に追加するよう指示されている。

記載箇所	記載項目		現行計画における主な記載内容	現行計画に追加・加筆する事項等	論点等
	現行	改正後			
第1部第1章	基本的事項	基本的事項	—	—	—
第1節	計画改定の趣旨	計画改定の趣旨	・これまでの計画と策定の経緯等について	・改定に係る経過を追記	—
第2節	計画の性格	計画の性格	・医療法第30条の4第1項の規定に法定計画である旨を記載	・記載事項の変更なし	—
第4節	計画の基本理念及び基本目標	計画の基本理念及び基本目標	・基本理念 誰もが等しく良質且つ適切な保健医療福祉サービスを受けられること ・基本目標 身近な地域で質の高い医療を安心して受けられるよう、切れ目のない体制を整備すること	・記載事項の変更なし	—
第5節	計画期間	計画期間	・平成30（2018）年度～平成35（2023）年度までの6年間	・令和2（2020）度から令和5年（2023）度を計画期間とする旨を追記	—
第2部第5章	医療従事者の確保・育成	医療従事者の確保・育成	—	—	—
第1節	医師 <現状> 1 医師数について 2 医師の養成について	(医師 <現状> 1 医師数及び医師偏在指標による医師少数区域・医師多数区域等の設定（医師全体・産科・小児科） 2 医師の養成について	・10万人当たりの医師数による、県、県内2次医療圏毎の状況 ・医師不足診療科の状況 ・女性医師数の増加 ・医師の養成について（大学入学定員、地域枠制度の活用）	○現行では、現状、課題、施策に大別して計画しているため、左の区分に基づき、次の項目を追記 ・将来時点（2036年）における必要医師数、偏在対策基準医師数（産科、小児科）の設定 ・医師確保方針 ・目標医師数を達成するための施策（キャリア形成プログラムなど）	・国の方針としては、具体的な対策は、医師偏在指標によるランキングの下位1/3（医師少数地域）のみとし、今回の計画期間においてそれを脱するための対策を講ずることとされている。 ・よって、対策を指標のみを基礎とするのか、10万人当たりの医師数も併記することも含め検討 ・地域医療を担う医師を供給する仕組みとして効果的な取組手法を検討し、地域枠医師をどのように誘導していくか議論
	<課題> 1 医師の養成・確保について 2 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組み	<課題> 1 医師偏在指標及び人口10万人あたりの医師数からみた医師の養成確保について 2 本県の医師確保の状況から見た目標医師数について	・医師数は、全国平均より低いこと ・不足する診療科や地域への勤務する地域医療に貢献する医師の確保、養成の必要性 ・新専門医制度による地域医療への影響 ・勤務医の過重労働の緩和の必要性等		
	<施策> 1 医師の養成・確保対策の推進（県、市町村、医療機関・医療関係者・関係機関） 2 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組みの推進（県、市町村、医療機関・医療関係者・関係機関）	<施策> 1 医師の養成・確保対策の推進（県、市町村、医療機関・医療関係者・関係機関） 2 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組みの推進（県、市町村、医療機関・医療関係者・関係機関）	・地域医療支援センターによる地域枠医師の配置調整 ・自治医科大学出身医師の配置調整 ・医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境改善の取組		

記載箇所	記載項目		現行計画における主な記載内容	現行計画に追加・加筆する事項等	論点等
	現行	改正後			
新規	(新規)	<目標> 1 医師偏在指標から導かれる確保すべき目標医師数（医師全体・産科・小児科）	・記載なし	・目標医師数、効果測定の方法の追記	・本県としての目標医師数の設定について議論（現状、医師偏在指標によるランキングが下位1/3以外の都道府県については、現行医師数と目標医師数が同数とされるため）
	(新規)	外来医療に係る医療体制の確保	・記載なし	・外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定 ・新規開業者への情報提供 ・外来医療に関する協議の場について	・外来医療体制の定義も含め、今後どのように検討していくのか議論 ・開業を目指す医師への規制や医療機器の効率的な活用等については、今回の改定では整理できない旨を確認
第4部第1章	計画の推進	計画の推進	—	—	—
第1節	計画の推進体制 1 改定計画の検討経緯 2 計画の推進体制 3 計画の進行管理	計画の推進体制 1 改定計画の検討経緯 2 計画の推進体制 3 計画の進行管理	・計画の推進体制、進行管理について	・改定計画の検討経緯を追記	—

神奈川県が目標医師数

【暫定的に発表された指標を基に目標医師数を試算した場合】（6月時点暫定値）

・ 目標医師数（4年後の目標）＝現在の医師数+追加で確保が必要な医師数

○ 都道府県（三次医療圏）毎の目標医師数について

三次医療圏名	医師偏在指標(A)	下位1/3の基準値(B) (32位山口県)	人口(単位10万人)(C) 2018.1.1	医療施設従事医師数(人)(D)	目標医師数 (B-A)×C+D (下位1/3の場合算定)	地域の区分※1
神奈川県	232.5	214.2	91.71	18,784	(18,784)	中間

※1 地域の区分：「多数」：医師多数三次医療圏、「少数」：医師少数三次医療圏、「中間」：その他の三次医療圏

○ 二次医療圏毎の目標医師数について

2次医療圏名	医師偏在指標(A)	下位1/3の基準値(B)	人口(単位10万人)(C)	医療施設従事医師数(人)(D)	目標医師数 (B-A)×C+D	地域の区分※2
横浜	250.4	162.8	37.38	8,129	(8,129)	多数
川崎北部	272.2	162.8	8.39	1,682	(1,682)	多数
川崎南部	322.9	162.8	6.49	1,548	(1,548)	多数
相模原	224.1	162.8	7.18	1,657	(1,657)	多数
横須賀・三浦	223.1	162.8	7.23	1,570	(1,570)	多数
湘南東部	189.2	162.8	7.22	1,225	(1,225)	中間
湘南西部	209.8	162.8	5.82	1,264	(1,264)	多数
県央	162.8	162.8	8.54	1,136	(1,136)	中間
県西	155.5	162.8	3.47	573	598	少数

※2 地域の区分：「多数」：医師多数二次医療圏、「少数」：医師少数二次医療圏、「中間」：その他の二次医療圏

(注)現時点では、将来時点(2036年)の医師偏在指標(産科・小児科)は発表されていないため、将来時点の必要医師数、将来時点の偏在対策基準医師数(産科、小児科)の算出はできない状況。

外来医師多数区域の設定

【暫定的に発表された指標により外来医師多数区域を設定の場合】（6月時点暫定値）

・外来医師偏在指標の値が全二次医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を外来医師多数区域と設定する。

2次医療圏名	外来医師偏在指標	外来医師多数区域該当の有無
横浜	107.8	外来医師多数区域
川崎北部	100.2	
川崎南部	110.7	外来医師多数区域
相模原	73.8	
横須賀・三浦	99.3	
湘南東部	107.4	外来医師多数区域
湘南西部	56.1	
県央	72.7	
県西	78.6	